

## 【後期第 8 問】

X は TDK 時事新聞社を経営し、「夕刊 TDK 時事」を発行(発行部数約 7000 部)することを業としている者である。

同業者である A は、他紙があえて取り上げないいわゆる特だね、例えば司法事件になりにくいような道義的に不正・不義な事項の摘発や、暴露攻撃を主とする「TDK 特だね新聞」を発行(発行部数約 5000 部)する者である。A は、購読者の多い地域に住んでいる市民の私行に対して興味本位の暴露記事をしばしば載せていた。

X は新聞人としての公憤から、どうにかして A に対し制裁を加えてやりたいとかねてから考えており、A の身辺を取材していた。取材の中で、A 本人または A の指示のもとに A 経営の TDK 特だね新聞の記者が、B 県市役所土木部の課長に向かって、「出すものを出せば目をつむってやるんだが、チビりくさるのでやったるんや」と聞こえよがしの捨てせりふを吐いたうえ、上層部の主幹に対して「しかし魚心あれば水心ということもある、どうだ、お前にも汚職の疑いがあるが、一つ席を変えて一杯やりながら話をつけるか」と凄んだという情報を得た。

X は取材によって得た確実な資料に基づいて事実を真実と確信しており、記事にしようと原稿作成に着手していた。

X は、知人である C 及び D を招き自宅で X の家族(妻と娘 2 人)と共に食事会をしているときに、作成中の記事について詳しく話をした。また、記者仲間である E の自宅でもその話をした。

後日、X が入手した情報は、TDK 新聞社の記者ではなく他の新聞社の記者の行った行為であったことが判明した。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和 44 年 6 月 25 日大法廷判決